

第6 仮使用する防火対象物の取扱い

建基法第7条の6第1項第1号に規定する仮使用の承認を受けた防火対象物又はその部分の取扱いは、次によること。

1 消防用設備等の設置等

- (1) 令別表第一各項の判定は、仮使用の実態により第4 令別表第一の取扱い の規定により判定すること。
- (2) 収容人員は(1)により決定した項目に応じて、第2 収容人員の算定 の規定により算定すること。
- (3) 消防用設備等は、仮使用の用途、規模、収容人員等において設置義務のある消防用設備等を設置すること。

2 届出書等

- (1) 法第8条に規定する防火管理者の選任は、仮使用する部分の用途及び収容人員に基づくものであること。
- (2) 工事中の防火対象物における消防計画の提出にあたっては安全計画書の提出をもって代替とすることができること。
- (3) 法第17条の3の2の規定に基づく設置の届出並びに検査及び規則第31条の3第4項の規定に基づく検査済証の交付は、仮使用する部分の規模及び用途に基づくものであること。
- (4) 法第17条の14の規定に基づく工事整備対象設備等の工事の届出は、仮使用する部分の規模及び用途に基づき必要とされる消防用設備等についても届出るものであること。